責任開始期に関する特約 目次

（平成27年４月実施）

第１条　特約の付加
第２条　責任開始期に関する特別取扱
第３条　第１回保険料の払込および猶予期間
第４条　第１回保険料の払込前に保険事故が発生した場合
第５条　第１回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効
第６条　特約の解約
第７条　普通保険約款の規定の準用
第８条　５年ごと配当付学資保険に付加した場合の特則

責任開始期に関する特約

（特約の付加）

第１条　この特約は、保険契約の締結の際、保険契約者（以下「契約者」といいます。）から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に保険契約に付加するものとします。

（責任開始期に関する特別取扱）

第２条　保険契約の締結の際の責任開始期については、普通保険約款の会社の責任開始期の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

（1）会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。

（2）前号の規定による会社の責任開始の日を、保険契約の契約日とします。

（第１回保険料の払込および猶予期間）

第３条　第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。以下同じ。）の払込期間は、前条の責任開始の日からその責任開始の日を含む月の翌月末日までとします。

２　契約者は、第１回保険料を前項の払込期間内に払い込んでください。

３　第１回保険料の払込については、第１項の払込期間の翌月初日から末日までの猶予期間があります。

（第１回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）

第４条　前条第２項の第１回保険料が払い込まれないまま、第２条（責任開始期に関する特別取扱）の責任開始の日以後、前条第３項の猶予期間の満了日までに、次の各号の事由が発生した場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより取り扱います。

号	発生した事由	取扱の内容
(1)	保険金等【備考1】の支払事由	第１回保険料【備考2】を支払うべき保険金等【備考1】から差し引きます。ただし、支払うべき金額が第１回保険料【備考2】に不足する場合は、契約者は、第１回保険料【備考2】をその猶予期間の満了日までに払い込んでください。この払込がないときは、会社は保険金等【備考1】を支払いません。
(2)	保険料【備考3】の払込免除事由	契約者は、第１回保険料【備考2】をその猶予期間の満了日までに払い込んでください。この払込がないときは、会社は保険料【備考3】の払込を免除しません。

（第１回保険料が払い込まれないことによる保険契約の無効）

第５条　第３条（第１回保険料の払込および猶予期間）第３項の猶予期間の満了日までに第１回保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は無効とします。

２　前項の規定により保険契約が無効となった場合には、責任準備金その他の払戻金の支払はありません。

第４条 備考

【備考１】保険金等
普通保険約款および保険契約に付加された特約の規定にもとづいて支払われる保険金、年金、給付金その他の保険給付をいい、給付の名称の如何を問いません。

【備考２】第１回保険料
第２回以後の保険料について、普通保険約款または保険契約に付加された特約の規定にもとづいて保険金等【備考1】から差し引くべきまたは契約者が払い込むべき未払込の保険料があるときは、その未払込の保険料を含みます。

【備考３】保険料
保険契約に付加された特約の保険料を含みます。

（特約の解約）

第６条　この特約のみの解約は取り扱いません。

（普通保険約款の規定の準用）

第７条　この特約に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定を準用します。

（５年ごと配当付学資保険に付加した場合の特則）

第８条　この特約を５年ごと配当付学資保険に付加した場合には、第２条（責任開始期に関する特別取扱）第１号の規定中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替えます。